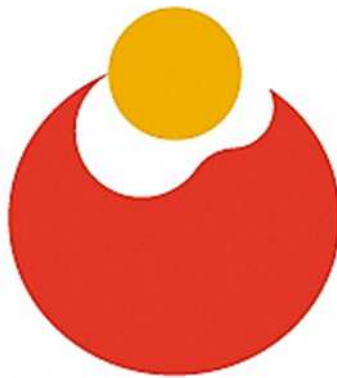


雲南市備蓄計画



令和6年6月
雲 南 市

雲南市備蓄計画 目次

1. はじめに	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画策定の目的	1
(3) 計画の基本的な考え方	1
2. 基本的方針	3
(1) 市（公助）による備蓄	3
①市による備蓄・調達	3
②流通備蓄による備蓄	3
③備蓄物資の保管	4
(2) 市民（自助）・地域（共助）による備蓄	7
①市民による備蓄	7
②事業者等による備蓄	7
③地域による備蓄	7
3. 備蓄物資の支給対象者数	9
(1) 想定する災害	9
(2) 被害想定	9
(3) 支給対象者	9
(4) 支給対象者の年齢別内訳	9
4. 備蓄品目及び備蓄計画数量	11
5. 備蓄（購入）計画	19
(1) 食料・飲料水の購入	19
(2) 生活必需品の購入	19
(3) 救助資機材の購入	19
6. 備蓄（保管）場所	20
(1) 集配拠点、備蓄倉庫の位置づけ	20
①集配拠点	20
②備蓄倉庫	20
(2) 集配拠点、備蓄倉庫設置箇所一覧	20
7. 家庭内備蓄	23
(1) 家庭における非常持出品	23
(2) 家庭内備蓄の啓発	24

1. はじめに

(1) 計画策定の背景

本市では、これまで市域で大規模災害が発生した場合に備えて雲南市地域防災計画にも定める防災備蓄品の備蓄を進めてきた。しかしながら、これまで備蓄を進めるにあたり、最大規模の被害想定に基づく各備蓄品目の目標数量やその算定根拠等を明確に定めていなかったため、計画的に備蓄を進めることができていなかった。また、令和3年7月に発生した豪雨災害では、避難所への迅速な物資の供給や、物資の種類・数量が不足する等の課題があった。

こうした状況を踏まえ、本市では、今後の備蓄のあり方等に関する方針を示すため、「雲南市備蓄計画」を策定するとともに、計画に基づく備蓄と地域の特性等にも即した備蓄体制の整備を進めていくものとする。

なお、本計画は、市総人口や災害被害想定の変化等のほか、新たな課題等が生じた場合には、必要に応じて検討を行い、見直しを行うものとする。

(2) 計画策定の目的

本計画では、本市における備蓄に関する方針を明確にするとともに、方針に沿って大規模災害が発生した場合に備えた備蓄を計画的に進めること、さらに市民や事業所等、地域に対しての備蓄意識の高揚を図ることを目的とする。

また、地域自主組織を中心とした地域において、備蓄する品目等を選定する際の参考となるよう、市が備蓄する品目、計画数量、内訳等も含め、本計画を公表するものとする。さらに、市と地域が備蓄している物資の保有数量、保管場所等の情報を相互に共有し、連携して備蓄を進めていくものとする。

市民による家庭内備蓄の意義や必要性については、広報誌やパンフレット等により周知を行い理解を求めるほか、地域とも連携し継続的な啓発に努めるものとする。

(3) 計画の基本的な考え方

大規模災害の発生直後は、交通・通信インフラの寸断等により流通機能が停止し、また、発災から2～3日間程度は被災地外からの支援物資が届かないことが想定される。

このため、この間は本計画に定める市の備蓄（公助備蓄）のみならず、各家

庭等における市民の備蓄（自助備蓄）と地域自主組織を中心とした地域の備蓄（共助備蓄）も含め、各機関や団体が協力し避難者等へ物資の供給を行うことを基本とする。

また、島根県の策定した島根県備蓄物資整備計画（平成 31 年 4 月）では、各主体の負担区分について、「県と市町村で 1 日分、県民が 1 日分ずつの備蓄を行うことを目標とする。3 日目には、他県や自衛隊等の協力を得て広域的な支援を求める。」とある。

島根県の計画では、県と市町村で 1 日分の備蓄を行うこととしていることから、本計画では島根県の計画に基づき、市（公助）で 0.5 日分（1.5 食分程度）を賄う備蓄目標を定めることとする（※8 頁表②参照）。

2. 基本的方針

(1) 市（公助）による備蓄

各機関や団体、市民が一体となり市域の備蓄の充実を図るため、市は、備蓄物資の整備を進めるだけでなく、市民等の備蓄意識の醸成に努めるとともに、地域とも連携し、様々な事態に的確に対応できるよう平時から備蓄・調達体制を整備しておく。

① 市による備蓄・調達

市は地方公共団体として、一義的に被災者への食料や飲料水、生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な物資のほか、避難所運営に必要な資機材を中心に備蓄する。

なお、道路寸断や交通渋滞の発生に対応し物資を迅速に供給できるよう、できる限り備蓄場所の分散化や避難所への備蓄に努める。

また、地域の事情等も考慮した上で、住民が避難所に持参する物資や他自治体等からの供給も含めて、発災から3日間に必要とする物資を賄うことができるよう備蓄目標をたて、計画的に備蓄を進める（本計画では、市（公助）で0.5日分（1.5食分程度）を賄う備蓄目標を定める）。

要配慮者や女性の避難生活に必要な物資の備蓄に努めるほか、食料等の物資の選定に際しては、食物アレルギーに対応した物資の備蓄にも配慮する。

賞味期限や使用期限が定められている備蓄物資については、その期限前に地域の防災教育や防災訓練等で利用するほか、フードバンクへの寄付等により有効に活用し、廃棄処分を避けるための取り組みに努める。

② 流通備蓄による備蓄

市では、民間事業者や他自治体とあらかじめ協定等を締結し、災害時に必要な物資を速やかに調達する仕組みを整えている。

今後においても、広域災害発生時にも協力を得やすいと思われる地元事業者等を中心に、流通備蓄の体制を強化していく。大規模な災害時には、協定先事業者等が被災し調達が困難となることも想定されるため、多様な調達先の確保に努める。

流通備蓄について、市が現在締結している物資等の供給・運搬型の災害時応援協定の締結状況は、5頁表①のとおりである。

③ 備蓄物資の保管

災害時に食料、飲料水等の物資を速やかに供給するため、市役所及び総合センターのほか、指定避難所や学校施設等への分散備蓄に努める。また、各指定避難所に保管できない物資等の保管場所については、被災時のリスク分散のため市役所を含めた複数の拠点を設け分散保管する。

なお、指定避難所や学校施設等に保管する備蓄品については、市役所及び総合センターに保管する備蓄品と同様に市の管理とし、定期的にその数量及び状態の把握に努める。また、指定避難所や学校施設等に保管する備蓄品の消費及び使用については、災害により避難者や学校待機となる児童生徒等がいる場合、市の指示または許可を必要とすることなく、その状況において最優先に消費及び使用されるべきものとする。

災害時応援協定（物資等供給・運搬型）一覧

－表①－

協定の名称	締結機関	内容等（※各協定書より抜粋）
災害時の相互応援協定に関する協定書 （平成 8 年 2 月 1 日）	島根県内市町村	・食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定（平成 24 年 10 月 2 日）	鳥取県 4 市、 島根県 8 市	・備蓄物資及び救援物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
全国さくらサミット加盟自治体による災害時における相互応援に関する協定書 （平成 26 年 4 月 17 日）	さくらサミット加盟自治体 9 市 4 町	・食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
雲南市・豊明市 災害時等相互応援に関する協定書 （平成 29 年 1 月 12 日）	愛知県豊明市	・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供 ・食糧及び生活必需物資並びにその提供に必要な資機材の提供
災害時相互応援に関する協定書（令和 4 年 3 月 11 日）	宮城県岩沼市	・応急対策及び復旧対策に必要な資機材及び物資の提供
災害時における水道施設の復旧応援に関する協定書 （平成 26 年 7 月 4 日）	雲南市水道協会	・応急給水活動 ・応急復旧資機材の提供
災害時における緊急・救援輸送に関する協定書 （平成 22 年 4 月 27 日）	社団法人島根県トラック協会 雲南支部	・応急生活物資の緊急・救援輸送
災害時等における緊急用 L P ガスの調達に関する協定書 （平成 26 年 3 月 20 日）	一般社団法人島根県 L P ガス協会、 島根県 L P ガス協会雲南支部	・緊急用 L P ガスの供給 ・L P ガスのほかに容器、燃焼器具その他の L P ガスを燃料として使用するために必要な器具の供給
災害時の物資供給等に関する協定書 （令和 3 年 12 月 23 日）	道の駅 「掛合の里」、 国土交通省 松江国道事務所	・食料品、飲料品、日用品、その他中国地方整備局松江国道事務所長が指定する物資
災害時における飲料水の無償提供に関する協定書 （平成 24 年 9 月 21 日）	ダイドードリンコ株式会社	・災害停電時飲料提供型自動販売機内商品の無償提供

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書 (令和2年9月28日)	株式会社アクティオ	・レンタル資機材の提供 ・その他株式会社アクティオの調達できる範囲内で雲南市が要請する資機材
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書 (令和5年1月23日)	株式会社ナガワ	・発電機、バックホー、水中ポンプ、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等、株式会社ナガワが機材として保有又は調達できるもの
災害時における電動車両等の支援に関する協定書 (令和4年3月31日)	三菱自動車工業株式会社ほか	・プラグインハイブリッドEV、電気自動車のほか、自動車からの外部給電に必要な機器の貸与
災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書 (平成22年4月27日)	株式会社Aコープ西日本	・食料品、日用品、生活雑貨、その他株式会社Aコープ西日本の取扱商品
災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書 (平成22年4月27日)	株式会社みしまや	・食料品、日用品、生活雑貨、その他株式会社みしまやの取扱商品
災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定 (平成25年12月26日)	生活協同組合しまね	・食糧・食料品、生活必需品、その他組合員からの拠出品の供給及び物資運搬
災害救助物資の調達に関する協定書 (令和元年6月5日)	株式会社ジュンテンドー	・日用品等(トイレ関係用品を含む)、作業関係用品、冷暖房機器及び電気製品等、その他雲南市が指定する物資の供給
災害救助物資の調達に関する協定書 (令和3年3月4日)	株式会社ナフコ	・雲南市が指定する物資の供給
災害時における物資供給に関する協定書 (令和5年7月7日)	NPO 法人コメリ災害対策センター	・雲南市が指定する物資の供給
災害時における石油類燃料の供給に関する協定書 (令和5年4月14日)	島根県石油協同組合雲南支部	・ガソリン、軽油、灯油、A重油等の石油類燃料の供給
災害時における地図製品等の供給等に関する協定 (平成29年11月2日)	株式会社ゼンリン中国エリア統括部、株式会社ゼンリン山陰	・株式会社ゼンリンの住宅地図、広域図及びZNET TOWNの供給

(令和6年6月現在)

(2) 市民（自助）・地域（共助）による備蓄

発災直後における被害や混乱を最小限にとどめるためには、市民や事業者等が「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から災害時に必要な物資を備蓄しておくことが最も重要である。

① 市民による備蓄

平時から災害に備え、非常持出品の準備と最低3日分程度（可能であれば1週間分程度）の食料、飲料水、生活必需品等の家庭内備蓄に努める。

また、高齢者、乳幼児、障がい者等の要配慮者が必要とする紙おむつ、医薬品、粉ミルク、哺乳びん等の物資は、家族や友人、隣人等の介護者や支援者がその備蓄に努めることとし、アレルギーをもつ家族がいる場合等については、食物アレルギーに対応した食料品の備蓄に努める。

こうした市民による家庭内備蓄は、市による公助備蓄と異なり、災害用の長期保存が可能な食料、飲料水等を購入しなくても、ローリングストック方式※の活用も含め、普段購入する備蓄品の内容を工夫し無理のない備蓄に努める。

※ローリングストック方式

日常的に消費する食品を多めに購入し、食べた分をこまめに補充することで、有事の際には非常食として活用する方法。

② 事業者等による備蓄

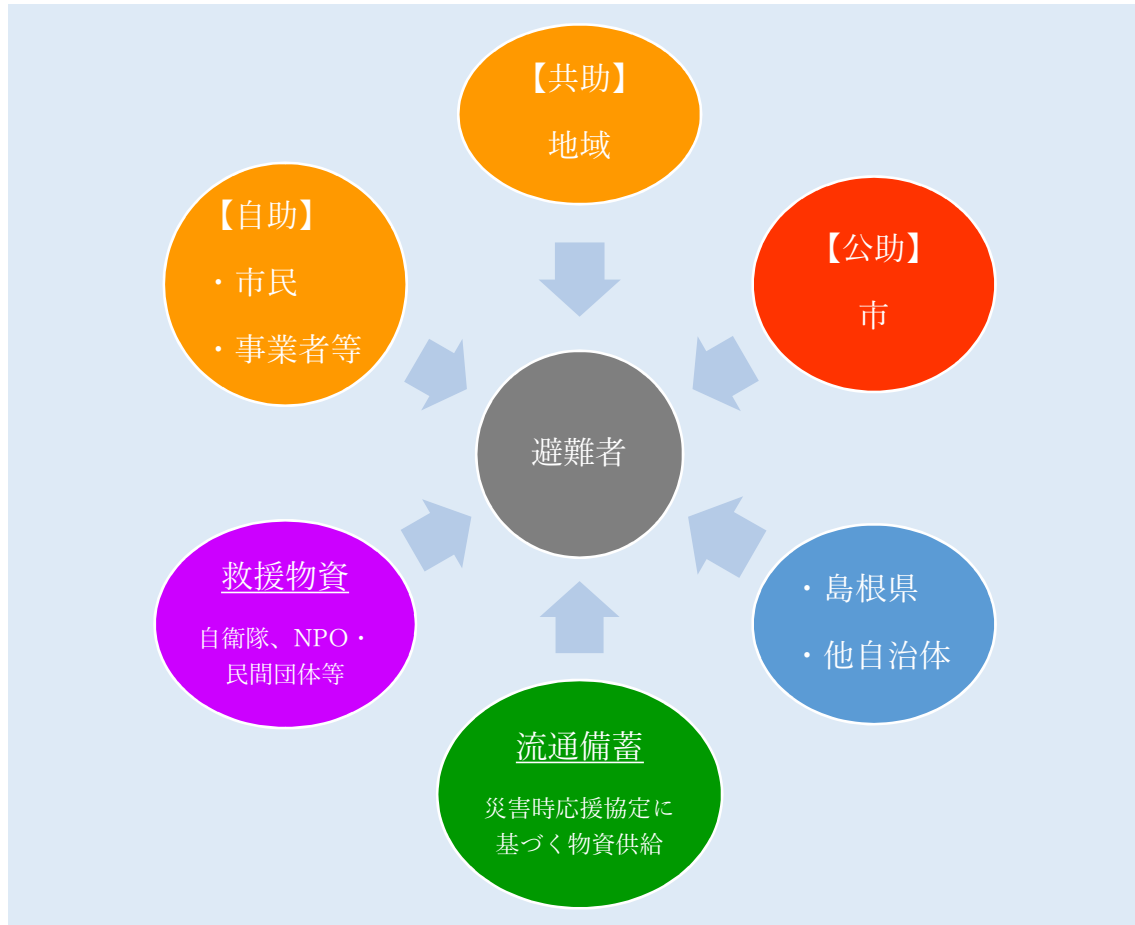
発災直後には道路や公共交通機関の被災により従業員等が帰宅困難となるおそれがあり、一定期間事業所内に留め置く必要がある。このため、各事業所等は、従業員等が自宅に戻ることが可能となるまでに必要な食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努める。

なお、事業者等とは、民間企業だけでなく、病院、福祉施設、学校等を含むものとする。

③ 地域による備蓄

地域では、避難所開設時における住民の避難に備え、防災備蓄品を備蓄するものとする。備蓄品目の選定にあたっては、本計画に示す市が備蓄する備蓄品目を参照し、地区内で協議のうえ、地域の特性等にも鑑み計画的な備蓄に努める。

備蓄物資の備蓄・調達イメージと各主体の役割分担



—表②—

	発災から 3 日間			発災から 4 日目以降
	1 日目	2 日目	3 日目	
備蓄物資				
市				
県				
市民・事業所等 地域				
調達物資				
他自治体(・県)				
流通備蓄				
救援物資				

3. 備蓄物資の支給対象者数

(1) 想定する災害

島根県が調査した 10 地震のうち、島根半島沖合（F56）断層地震が、本市への影響（建物・人的被害、生活支障等）が最も大規模となる見込みである。

このことから、平成 30 年 3 月に島根県が策定した「島根県地震・津波被害想定調査報告書」における、「島根半島沖合（F56）断層地震」（マグニチュード 7.7、冬・早朝 5 時発生）が発生した際の想定データを基に、計画数量を算定する。

なお、本計画では地震災害を想定するが、風水害・雪害等、災害対応全般に備えての備蓄であることに留意する。

(2) 被害想定

島根半島沖合（F56）断層地震（マグニチュード 7.7、冬・早朝 5 時発生）の被害想定概要

雲南市	建物被害		人的被害		生活支障等	
	全壊 (棟)	半壊 (棟)	死者 (人)	負傷者 (人)	避難者 (人)	疎開者 (人)
計	109	2,175	1	103	3,779	2,035

（「島根県地震・津波被害想定調査報告書」（平成 30 年 3 月）より抜粋）

(3) 支給対象者

本計画に基づいて整備する備蓄物資の支給対象者は、想定避難者数に、食事のみの提供者数の係数である 1.2 を乗じた人数を基準とする。

$$\text{備蓄物資の支給対象者} = 3,779 \text{ 人 (避難者)} \times 1.2 \text{ (係数)} \div \underline{\underline{4,600 \text{ 人}}}$$

※百人未満切り上げ

(4) 支給対象者の年齢別内訳

令和 2 年国勢調査「人口等基本集計」より、年齢別の支給対象者数を次頁表③のとおり算定する。

雲南市民の年齢構成

－表③－

年齢区分	人口（人）	市総人口に対する割合	支給対象者（人）
0 歳	200	0.6%	28
1 歳	191	0.5%	23
2 歳～79 歳	29,898	83.0%	3,818
80 歳以上	5,661	15.7%	723
年齢「不詳」	57	0.2%	—
計	36,007	100.0%	4,600

0 歳～3 歳	882	2.4%	111
0 歳～1 歳及び 80 歳以上	6,052	16.8%	773
10 歳～50 歳の女性	6,197	17.2%	792
要介護認定 3 以上	1,064	3.0%	138
災害対応に従事する市職員			188

※市総人口に対する割合は小数点以下第 2 位を四捨五入、支給対象者は小数点以下切り上げにより算定。

※小数点以下を含む数値を整数で表示しているため、合計が合わない場合がある。

※要介護認定 3 以上については、「雲南地域第 9 期介護保険事業計画」（令和 6 年 3 月、雲南広域連合）に掲載されている認定者数（令和 5 年 9 月末現在）に基づき算定。

※災害対応に従事する市職員については、「令和 6 年度 災害時職員初動体制表」（令和 6 年 4 月、防災部 防災安全課）に掲載されている災害対策本部体制配置人員に基づき算定。

4. 備蓄品目及び備蓄計画数量

備蓄する品目は、災害発生時から流通備蓄及び救援物資が到達するまでの間の生活維持や生活に最低限必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資や救助資機材を対象とする。

備蓄する品目は、島根県備蓄物資整備計画により、県が選定・備蓄する品目のほか、市が現在備蓄する品目も踏まえ、次頁表④のとおり設定する。

備蓄品目及び備蓄計画数量

—表④—

品目区分	島根県選定品目		雲南市選定品目	
	品目	①対象 ②算定根拠	品目	①対象 ②算定根拠及び備蓄計画数量
食料	乾パン等	①児童・成人（6～64歳）、高齢者（65歳以上）、災害救助従事者 ②（「児童・成人」と「高齢者の3人に1人」）×1.2×1.5食＋「災害従事者」×6食	・アルファ化米（通常食）※ ・ビスケット ・その他食料（通常食）	①2歳～79歳、災害対応に従事する市職員 ②2歳～79歳の支給対象者（3,818人）×1.5食（0.5日分）＋災害対応に従事する市職員（188人）×6食（2日分）＝ 6,855食 ※アレルギー物質特定原材料等不使用
	おかゆ等	①幼児（1～5歳）、高齢者（65歳以上） ②（「幼児」と「高齢者の3人に2人」）×1.2×1.5食	おかゆ※	①0歳～1歳及び80歳以上 ②0歳～1歳及び80歳以上の支給対象者（773人）×1.5食（0.5日分）＝ 1,160食 ※アレルギー物質特定原材料等不使用
	粉ミルク	①乳児（0歳） ②「乳児」×1.2×0.5日	液体ミルク	①0歳 ②0歳の支給対象者（28人）×5（1日に5回）＝ 140本
飲料水	飲料水	①短期的避難所生活者等、災害救助従事者 ②短期的避難所生活者等（避難者総数×1.2）×1.5ℓ（0.5日分）×0.1（1割※）＋災害救助従事者×3ℓ（1日分）×2日×0.2（2割※） ※残りは給水車等で確保	飲料水	①支給対象者全員、災害対応に従事する市職員 ②支給対象者全員（4,600人）×1.5ℓ（0.5日分）×0.3（3割※）＋災害対応に従事する市職員（188人）×6ℓ（2日分）×0.3（3割※）＝ 2,409ℓ ※残りは給水車等で確保
生活必需品	毛布	①短期的避難所生活者、災害救助従事者 ②短期的避難所生活者×1枚×0.5×0.5（5割※ ¹ ）＋災害救助従事者÷3÷3※ ² ※1 残りは流通備蓄で確保 ※2 職員の3分の1を夜間勤務及び3交代とする	毛布	①支給対象者全員、災害対応に従事する市職員 ②支給対象者全員（4,600人）×1枚×0.5×0.5（5割※ ¹ ）＋災害対応に従事する市職員（188人）÷3÷3※ ² ＝ 1,171枚 ※1 残りは流通備蓄で確保 ※2 職員の3分の1を夜間勤務及び3交代とする

紙おむつ (大人用)	①避難者のうち要介護度認定基準における要介護 3 以上の人 ②避難者のうち要介護 3 以上の人数×6 枚×2 日×0.5×0.5 (5 割※) ※残りは流通備蓄で確保	紙おむつ (大人用)	①要介護認定 3 以上 ②要介護認定 3 以上の支給対象者 (138 人) ×6 枚×2 日×0.5 = 828 枚
紙おむつ (子供用)	①0 歳～3 歳 ②0 歳～3 歳の人数×8 枚×2 日×0.5×0.5 (5 割※) ※残りは流通備蓄で確保	紙おむつ (子供用)	①0 歳～3 歳 ②0 歳～3 歳の支給対象者 (111 人) ×8 枚×2 日×0.5 = 888 枚
生理用品	①10 歳～50 歳の女性 ②10 歳～50 歳の女性の人数÷4※ ¹ ×8 枚×2 日×0.5×0.5 (5 割※ ²) ※1 対象人口比 4 分の 1 (4 週に 1 回換算) ※2 残りは流通備蓄で確保	生理用品	①10 歳～50 歳の女性 ②10 歳～50 歳の女性の支給対象者 (792 人) ÷4※×8 枚×2 日×0.5 = 1,584 枚 ※対象人口比 4 分の 1 (4 週に 1 回換算)
簡易トイレ	全避難所数 3 分の 1 箇所分	簡易トイレ	②市内全避難所 (113 箇所) ×3 台 = 339 台
トイレ用 TENT	便座 1 基に対し 1 基	トイレ用 TENT	②市内各地区 (30 地区) ×1 基 = 30 基
トイレ用トイレットペーパー	トイレ 1 基に対し 10 ロール	トイレ用トイレットペーパー	①トイレ 1 基に対し 10 ロール ②簡易トイレ備蓄数量 (339 台) ×10 ロール = 3,390 ロール
給水袋	①短期的避難所生活者等、災害救助従事者 ②短期的避難所生活者等 (避難者総数×1.2) ×1.5ℓ (0.5 日分) ×0.9 (9 割) ÷ (6ℓ/袋) + 災害救助従事者×3ℓ (1 日分) ×2 日×0.8 (8 割) ÷ (6ℓ/袋)	給水袋・飲料袋	①市民全員、災害対応に従事する市職員 ②市民全員 (36,007 人) ×1.5ℓ (0.5 日分) ×0.9 (9 割) ÷ (6ℓ/袋) + 災害対応に従事する市職員 (188 人) ×3ℓ (1 日分) ×2 日×0.8 (8 割) ÷ (6ℓ/袋) = 8,252 袋
哺乳瓶	①乳児 (0 歳) ②「乳児」×5 個×0.5 日	哺乳瓶 (使い切りタイプ)	①0 歳 ②0 歳の支給対象者 (28 人) ×5 (1 日に 5 回) = 140 本
防水シート	被害想定調査結果の半壊建物棟数の 4 分の 1	防水シート (ブルーシート)	①被害想定調査結果の半壊建物棟数の 4 分の 3 ②半壊建物棟数 (2,175 棟) ×3/4 = 1,632 枚

	ごみ袋	全避難所数 3 分の 1 箇所分、1 箇所 30 枚分、 10 枚/袋	ごみ袋	①市内全避難所数分、1 箇所 50 枚分、10 枚/袋 ②市内全避難所数 (113 箇所) × 50 枚 ÷ (10 枚/袋) = 565 袋
	救急箱	被害想定調査結果の負傷者数分 (50 人/箱)	救急箱	②市内各地区 (30 地区) × 1 箱 = 30 箱
	避難所用更衣 室テント(プラ イベートルー ム)	①開設避難所数 ②開設避難所 (短期的避難所生活者 ÷ 避難所 1 箇所あた り避難者数 (350 人)) × 0.5 (5 割)	避難所用更衣 室テント(プラ イベートルー ム)	②市内全避難所 (113 箇所) × 1 基 = 113 基
	避難所用間仕 切り(ファミリ ールーム)	①災害時要配慮者 ②災害時要配慮者 (短期的避難所生活者 × 災害時要配慮 者割合 (災害時要支援者名簿に登載されている人数 ÷ 島根県の人口)) × 1/5 (5 分の 1) × 0.5 (5 割)	避難所用間仕 切り (ファミリ ールーム)	①災害時避難行動要支援者 ②災害時避難行動要支援者 (支給対象者全員 (4,600 人) × 災害時避難行動要支援者割合 (雲南市の避難行動 要支援者の人数 (1,846 人) ÷ 雲南市の人口 (36,007 人)) × 2 基※ = 472 基 ※災害時避難行動要支援者数の 2 倍の数量を確保
救助資機材	バケツ	①災害救助従事者の 10 人に 1 人分 ②災害救助従事者 ÷ 10 人	バケツ	①災害対応に従事する市職員 ②災害対応に従事する市職員 (188 人) ÷ 10 人 = 19 個
	バール	① (細) 災害救助従事者の 50 人に 1 人分 (太) 災害救助従事者の 100 人に 1 人分 ②災害救助従事者 ÷ 50 人 + 災害救助従事者 ÷ 100 人	バール	①災害対応に従事する市職員 ②災害対応に従事する市職員 (188 人) ÷ 10 人 = 19 本
	懐中電灯	①災害救助従事者の 50 人に 1 人分 ②災害救助従事者 ÷ 50 人	懐中電灯	①災害対応に従事する市職員 ②市内各地区 (30 地区) × 3 個※ ¹ + 災害対応に従事す る市職員 (188 人) ÷ 5 人※ ² = 128 個 ※1 避難所用として想定 ※2 災害救助用として想定
	軍手	①災害救助従事者 1 人に 1 双 ②バケツ使用者 + バール使用者 + 懐中電灯使用者	軍手	①災害対応に従事する市職員 ②災害対応に従事する市職員 (188 人) × 1 双 = 188 双
	大型テント	消防本部数の 2 分の 1 張	大型テント	②市内各町 (6 町) × 1 張 = 6 張

	担架	大型テント 1 張に 1 台	担架	①大型テント 1 張に対し 1 台 ②大型テント (6 張) ×1 台 = <u>6 台</u>
--	----	----------------	----	---

備蓄品目ごとの市の備蓄計画数量と現有備蓄数（令和6年4月1日現在）は、次の表⑤－(1)のとおりである。

－表⑤－(1)－

分類	品 目	単位	計画数量	現有備蓄数	過不足数量	規 格 等
食料・飲料水	アルファ化米（通常食） ※アレルギー物質特定原材料等不使用	食	6,855	4,153	<u>△932</u>	50食/箱
	ビスケット	袋		1,690		5枚×3パック/袋（15枚/袋）
	その他食料（通常食）	食		80		・野菜スープ ・ミネストローネ
	おかゆ ※アレルギー物質特定原材料等不使用	食	1,160	746	<u>△414</u>	50食/箱
	液体ミルク	本	140	144	4	240ml/本（明治ほほえみらくらくミルク（0～1歳用））
	飲料水	ℓ	2,409	2,133	<u>△276</u>	・2ℓ保存水 ・500ml保存水
生活必需品	毛布	枚	1,171	1,177	6	
	紙おむつ（大人用）	枚	828	360	<u>△468</u>	・22枚/袋（パンツS） ・20枚/袋（パンツM） ・18枚/袋（パンツL）
	紙おむつ（子供用）	枚	888	2,378	1,490	・70枚/袋（テープS） ・58枚/袋（パンツM）、56枚/袋（テープM） ・48枚/袋（テープL）
	生理用品	枚	1,584	4,060	2,476	・30枚/パック（ソフィふつうの日用（羽なし）） ・28枚/パック（セペふつう用（羽なし））
	簡易トイレ	台	339	277	<u>△62</u>	・ポータブルトイレ ・ラップ式トイレ

	トイレ用テント	基	30	18	<u>△12</u>	
	トイレットペーパー	ロール	3,390	4,000	610	24 ロール/箱
	給水袋・飲料水袋	袋	8,252	4,166	<u>△4,086</u>	・ 3ℓ/袋、6ℓ/袋（給水袋） ・ 6ℓ/袋（飲料水袋）
	哺乳瓶（使い切りタイプ）	本	140	96	<u>△44</u>	
	防水シート（ブルーシート）	枚	1,632	902	<u>△730</u>	・ M（3.6×5.4m） ・ L（7.2×7.2m） ・ LL（10×10m）
	ごみ袋	袋	565	0	<u>△565</u>	・ 燃やせるごみ（黄袋） ・ ビン・カン（緑袋） ・ 不燃（青袋）
	救急箱	箱	30	15	△15	
	避難所用更衣室テント（プライベートルーム）	基	113	124	11	
	避難所用間仕切り（ファミリールーム）	基	472	390	<u>△82</u>	
救助資機材	バケツ	個	19	0	<u>△19</u>	
	バール	本	19	0	<u>△19</u>	
	懐中電灯	個	128	10	<u>△118</u>	
	軍手	双	188	2,432	2,244	
	大型テント	張	6	5	<u>△1</u>	
	担架	台	6	0	<u>△6</u>	

また、上に設定した備蓄品目以外に市が備蓄する主な品目と現有備蓄数（令和6年4月1日現在）は、次の表⑤－(2)のとおりである。

なお、これらの品目については、県が目標数量を定めて備蓄する品目に含まれないため備蓄計画数量は定めないが、避難所運営や防災・救護活動等に要する物資であることから、現有備蓄数は維持しつつ、必要に応じ更なる備蓄に努める。

－表⑤－(2)－

分類	品 目	現有備蓄数	単位	規 格 等
生活必需品	段ボール式ベッド	33	台	
	折りたたみ式ベッド	270	台	
	避難所用ベッド	2	台	簡易組立ベッド（発泡ポリプロピレン製）
	投光器	17	台	
	発電機（ガス式）	9	基	送風機用
	発電機（ガソリン式）	19	基	
	ガソリン携行缶	5	個	10ℓ/個
	カセットコンロ	8	個	
	カセットガス	183	本	
	ロールマット	18	枚	20m巻
	マスク（大人用）	55,340	枚	
	手指消毒剤	324	ℓ	
	除菌ウェットタオル	72	個	80 枚/個
	体温計	220	個	・ 非接触型 ・ 脇用
	炊き出しステーション	1	式	
救助資機材	プラスチック・ビニール手袋	23,800	組	2 枚/組
	ライフジャケット	35	着	
	土のう袋	15,629	袋	
	土のう袋製作器	1	台	
	スコップ	77	本	
	ロープ	130	m	

5. 備蓄（購入）計画

令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年度間で、備蓄計画数量に対しての不足数量を購入し整備するよう努める。

購入時期については、更新時期の均衡を図るため、各年度に購入する数量を平準化する。ただし、不足数量が少量であるものや、大量購入することで安価に購入できるもの等については、一括して購入する。また、現有する備蓄品よりも、購入費用面や機能面、ランニングコスト等で優位性が認められる製品がある場合、随時買い替えを検討する。

更新時期の管理については、在庫管理サービス『KG ZAICO』※を令和 5 年度より正式導入し利活用することで管理する。

※兼松株式会社（東京都港区）が提供するクラウド在庫管理ソフト。令和 4 年度より試験導入を開始。

(1) 食料・飲料水の購入

アルファ化米、飲料水は保存期間 5 年以上、液体ミルクは保存期間 12 か月以上の上のものを購入し、計画的に更新を行う。

賞味期限や消費期限切れによる廃棄処分を避けるため、期限まで 1 年を切ったものに関しては、市内の防災啓発事業やフードバンクへの寄付等により有効に活用する。

(2) 生活必需品の購入

使用期限が定められているものについては、その定めによる。明確な使用期限がないものについては、一般的な保存期間や耐用年数に鑑み、その保存状態や衛生面も考慮しながら計画的に購入・更新する。

なお、現有毛布のうち使用済みのものについては、クリーニングをしてから真空パック処理をして再利用する。未使用のものであっても、10 年程度を目途にクリーニング、真空パック処理を行う。

(3) 救助資機材の購入

保存状態や正常作動の可否を確認しながら、計画的に購入・更新する。

水防活動への活用も可能な品目も多いことから、重要水防箇所の近傍に備蓄する。

6. 備蓄（保管）場所

(1) 集配拠点、備蓄拠点の位置づけ

① 集配拠点

本市では、災害時に市の備蓄物資の供給が必要と判断した場合、既設の保管場所から各指定避難所へ物資を供給する仕組みとしている。市の備蓄物資の大半は、市役所及び総合センターにて保管されており、当該施設を指定避難所への物資供給に対応する拠点（集配拠点）として位置づける。

なお、市外からの救援物資の集配拠点については、本計画においては定めないが、被災時には市内各所の被害状況も考慮し、集配に最適な施設を選定する。

② 備蓄拠点

上記の集配拠点（市役所及び総合センター）のほか、複数の備蓄倉庫を整備し被災時のリスク分散を図る。また、災害が発生してから物資を供給するには時間がかかることから、その解消策として指定避難所や学校施設等を保管場所とし、避難所生活に必要となる物資を中心に備蓄する。当該施設を分散備蓄に対応する拠点（備蓄拠点）として位置づける。

なお、災害発生時の物資の輸送については、当初、災害時応援協定の協定先事業者へ依頼し、協定先事業者が輸送困難な場合は、市が市有車両または運送業者等へ要請して行う。

(2) 集配拠点、備蓄拠点設置箇所一覧

本市では、集配拠点及び備蓄拠点を次の表⑥－(1)及び表⑥－(2)のとおり定める。

なお、備蓄拠点に保管する品目及び数量は、市と地域自主組織、学校等とが協議のうえ決定し保管する。

また、備蓄拠点としての利活用が見込まれる旧小学校等の施設について、今後管理者等と協議のうえ拠点整備の検討を進めていくものとする。

集配拠点一覧

－表⑥－(1)－

No.	施設名	所在地	問合せ先（担当窓口）	指定避難所
1	雲南市役所	木次町里方 521-1	0854-40-1027（防災安全課）	－

2	大東総合センター	大東町大東 1038	0854-43-8160（自治振興課）	—
3	加茂総合センター	加茂町加茂中 972-5	0854-49-8601（自治振興課）	○
4	木次総合センター	木次町新市 379	0854-40-1080（自治振興課）	○
5	三刀屋総合センター	三刀屋町三刀屋 144-1	0854-45-2111（自治振興課）	—
6	吉田総合センター	吉田町吉田 1066	0854-74-0211（自治振興課）	○
7	掛合総合センター	掛合町掛合 2151-1	0854-62-0300（自治振興課）	—

備蓄拠点一覧

—表⑥—(2)—

No.	施設名	所在地	指定避難所
1	大東交流センター	大東町大東 2419-1	○
2	春殖交流センター	大東町大東下分 235-1	○
3	幡屋交流センター	大東町仁和寺 833-10	○
4	佐世交流センター	大東町上佐世 1385-3	○
5	阿用交流センター	大東町東阿用 33-1	○
6	久野交流センター	大東町上久野 30-4	○
7	海潮交流センター	大東町南村 234-1	○
8	塩田交流センター	大東町塩田 84-1	○
9	加茂交流センター	加茂町加茂中 972-5	○
10	八日市交流センター	木次町木次 299-1	○
11	三新塔交流センター	木次町木次 466-2	○
12	新市交流センター	木次町新市 379	—
13	下熊谷交流センター	木次町下熊谷 1096-1	○
14	斐伊交流センター	木次町里方 912	○
15	日登交流センター	木次町寺領 526-3	○
16	西日登交流センター	木次町西日登 990-1	○
17	温泉交流センター	木次町平田 799-3	○
18	三刀屋交流センター	三刀屋町三刀屋 144-1	○
19	一宮交流センター	三刀屋町給下 764	○
20	飯石交流センター	三刀屋町多久和 516-2	○
21	鍋山交流センター	三刀屋町乙加宮 1208-1	○
22	中野交流センター	三刀屋町中野 375-2	○
23	吉田交流センター	吉田町吉田 1061-1	○
24	民谷交流センター	吉田町民谷 456	—

25	田井交流センター	吉田町深野 61-4	○
26	掛合交流センター	掛合町掛合 2151-1	○
27	多根交流センター	掛合町多根 418-1	○
28	松笠交流センター	掛合町松笠 748-18	○
29	波多交流センター	掛合町波多 459-1	○
30	入間交流センター	掛合町入間 498-5	○
31	大東小学校	大東町田中 43-4	○
32	西小学校	大東町仁和寺 2435-11	○
33	佐世小学校	大東町上佐世 1394-1	○
34	阿用小学校	大東町東阿用 109	○
35	海潮小学校	大東町北村 460	—
36	加茂小学校	加茂町加茂中 1031	○
37	木次小学校	木次町木次 1001-1	○
38	斐伊小学校	木次町里方 1064	○
39	寺領小学校	木次町寺領 612	○
40	西日登小学校	木次町西日登 985	○
41	三刀屋小学校	三刀屋町給下 1007-1	○
42	鍋山小学校	三刀屋町乙加宮 1231	○
43	吉田小学校	吉田町吉田 1060-1	○
44	田井小学校	吉田町深野 90-1	○
45	掛合小学校	掛合町掛合 2237-1	○
46	大東中学校	大東町養賀 967	○
47	海潮中学校	大東町南村 268	○
48	加茂中学校	加茂町神原 1262	○
49	木次中学校	木次町新市 421	○
50	三刀屋中学校	三刀屋町三刀屋 394	○
51	吉田中学校	吉田町吉田 1080-4	○
52	掛合中学校	掛合町掛合 2136-1	○
53	加茂健康福祉センターかもてらす	加茂町宇治 328	○
54	三刀屋文化体育館アスパル	三刀屋町古城 1-1	○

※No.31～52 について、学校に保管する品目は、アルファ化米（10 食）、ビスケット（5 袋）、飲料水（500 ml 10 本）、毛布（5 枚）を 1 セットとし、各学校が希望するセット数を保管する。

7. 家庭内備蓄

(1) 家庭における非常持出品

本計画では、災害発生時の市民の心得として、平時から携帯ラジオ、懐中電灯等の防災用品や、食料、飲料水、生活必需品を最低3日分程度備蓄し、点検しておくこととする。

また、各家庭にて備えておくべき非常持出品の例を次の表⑦のとおり示し、種別ごとの備蓄時のポイントを以下に記す。表中の非常持出品のほか、各家庭や個人で必要と考えられる品目を平時から確認し、リュックサック等に詰めたものを玄関や寝室等のすぐに持ち出せる場所に保管しておく。

家庭における非常持出品の例

—表⑦—

種別	主な品目（例）
非常食	保存食、飲料水（3ℓ/日）等
衣類	防寒着、下着・靴下、運動靴、スリッパ、タオル 等
防災用品	携帯ラジオ、懐中電灯、携帯電話の充電器、筆記用具 等
衛生用品	持病薬・常備薬、お薬手帳、携帯トイレ、トイレットペーパー、マスク、ポリ袋、ウェットティッシュ 等
貴重品	現金、身分証明書、通帳・印鑑 等
妊産婦のいる家庭	脱脂綿・ガーゼ、赤ちゃん用品、母子手帳 等
乳幼児のいる家庭	粉ミルク、哺乳瓶、離乳食、スプーン、紙おむつ、お尻ふき 等
要介護者のいる家庭	薬、補助具の予備、紙おむつ、お尻ふき 等

・非常食

日頃から使用でき、長期間保存可能な食品等を買置きし、賞味期限（消費期限）をチェックしながら日常生活で利用することで、常に備蓄があるようにしておく。

特に、常温で日持ちするレトルト食品やカップ麺等を多めに買っておく。お湯が使えない状況も想定し、コーンフレークや缶詰等そのままでも食べられる食料も備えておく。

・衣類

寒空の下での避難や昼夜の気温差も想定し防寒対策を行う。防寒着に加え、使い捨てカイロや手袋等寒さ対策のとれるものを備えておく。

下着（肌着）、靴下等の薄手の衣類は、平時から使用しているものを活用し多めに持ち出す。

・衛生用品

携帯トイレ（し尿の凝固薬剤と便袋のセット）を買って備えておき、上下水道施設の建物被害や管路被害、停電等により断水が生じた際にも、洋式便器に取り付けて用を足せるようにする。

トイレットペーパーや紙おむつ等の生活必需品は、工場生産や物流の状況が安定するまで供給に相応の時間を要するため、災害後1か月程度は新たに買わなくても済むように備えておく。

また、大規模災害時は医療支援も受けにくくなるうえ、市販の風邪薬でも簡単に処方をうけることができないため、特に持病薬は常に1週間分以上持っておく。

(2) 家庭内備蓄の啓発

本市では、非常持出品を含む家庭内備蓄の意義や必要性について、防災出前講座や広報誌への掲載、チラシ・パンフレット配布等を通じて、市民に対しての継続的な啓発を行っていくものとする。

家庭内備蓄の広報に際しては、最低3日分程度の食料や一人1日3リットル以上の飲料水の備蓄を呼びかけていくとともに、災害発生時にすぐに取り出せる場所に保管することや、日常生活で片付けを通して備蓄を意識すること等を併せて呼びかけていく。また、食料等を消費しながら備蓄をしていくローリングストック方式等、日頃から防災を意識した対策と取り組みについても積極的に推奨していく。

これらの継続的な啓発活動については、地域と行政の協働のまちづくりの観点からも、市と地域自主組織を中心とした地域とが相互に連携し市民への啓発に努めていくものとする。

現有備蓄数推移（参考）

－別表－

分類	品目	策定時 (令和4年10月1日)	令和5年度 (令和6年4月1日)	令和6年度 (令和7年4月1日)	令和7年度 (令和8年4月1日)	令和8年度 (令和9年4月1日)	令和9年度 (令和10年4月1日)
食料・飲料水	アルファ化米（通常食）						
	ビスケット	5,760	5,923				
	その他食料（通常食）						
	おかゆ	598	746				
	液体ミルク	144	144				
生活必需品	飲料水	1,876	2,133				
	毛布	980	1,177				
	紙おむつ（大人用）	0	360				
	紙おむつ（子供用）	2,088	2,378				
	生理用品	4,060	4,060				
	簡易トイレ	241	277				
	トイレ用テント	6	18				
	トイレ用ペーパー	144	4,000				
	給水袋・飲料水袋	3,166	4,166				
	哺乳瓶（使い切りタイプ）	96	96				
	防水シート（ブルーシート）	1,045	902				
	ゴミ袋	0	0				
	救急箱	14	15				
	避難所用更衣室テント （プライベートルーム）	107	124				
	避難所用間仕切り （ファミリールーム）	390	390				

救助資機材	バケツ	0	0				
	バール	0	0				
	懐中電灯	0	10				
	軍手	2,432	2,432				
	大型テント	4	5				
	担架	0	0				

雲南市備蓄計画

令和 5 年 3 月策定
令和 6 年 6 月改訂

発行：雲南市

編集：雲南市防災部防災安全課

〒699-1392 島根県雲南市木次町里方 521-1

電話 0854-40-1027